



一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 ハードカード

2024年度(一社)岐阜県ゴルフ連盟主催競技は(公財)日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則(2023年1月施行)と、このローカルルールを適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。下記に参照するローカルルールの全文については2023年2月発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること(www.jga.or.jp で閲覧可)。別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は:一般の罰(2罰打)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

- (a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア(規則17)

- (a) コース内の片側だけ定められているレッドペナルティーエリアは無限に及び。
- (b) ペナルティーエリアがアウトオブバウンズの境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界(アウトオブバウンズの境界)と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2.1に基づいて反対側の救済を受けることができる。
- (d) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
ペナルティーエリアのためにドロップゾーンが設定されている場合、1打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。そのド

ロップゾーンは救済エリアである。球はその救済エリアの中にドロップされ、その救済エリアの中に止まらなければならない

3. 異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則16)

- (a) 修理地
 - (1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域。
 - (2) 張芝の継ぎ目(F-7)
プレーヤーの球が張芝の継ぎ目の中にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合:
 - ・ ジェネラルエリアの球。そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。
 - ・ パッティンググリーン上の球。そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。
救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後にどの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないことを意味している。
- (b) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以上に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16.1に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
- (c) 動かせない障害物
 - (1) 白線の区域と動かせない障害物がつながれている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - (2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - (3) ウッドチップやマルチ(木屑)などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ(木屑)などの個体はルースインパディメントである。
 - (4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない(例外:ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝)。
 - (5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はそ

の道路の一部として扱う。

4. 不可分な物

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない:

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング(枕木等の構築物)。

5. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリストを適用する。(G-1)
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
例外:1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
- (b) ストロークを行うとき、プレーヤーは2010年1月1日に施行された用具規制の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。(G-2)
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
- (c) 適合球リストを適用する。(G-3)
ストロークを行うときに使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。
このローカルルールに違反した球でストロークを行ったことに対する罰:失格
- (d) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない。(G-10)
このローカルルールの違反の罰:失格

6. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え(G-9)

規則4.1a(2)は次のように修正される:
ラウンド中(規則5.7aに基づいてプレーが中断されている場合を含む)にプレーヤーやそのキャディーが損傷させたクラブは「壊れた、または著しく損傷した」場合にだけ取り替えることができる。この修正を除いて、規則4.1a(2)は適用される。
このローカルルールに関して、次の場合にクラブが「壊れた、または著しく損傷した」ことになる。
・ シャフトがバラバラになる、裂ける、曲がる(シャフトがへこんでいるだけの場合を除く)

- ・クラブフェースのインパクトエリアが目に見えて変形している(クラブフェースに傷が入っている、亀裂が入っているだけの場合を除く)
 - ・クラブヘッドが目に見えて変形している(クラブヘッドに亀裂が入っているだけの場合を除く)
 - ・クラブヘッドがシャフトから外れている、または緩んでいる。
 - ・グリップが緩んでいる
- 例外:クラブフェースとクラブヘッドは単に亀裂が入っているだけでは「壊れた、または著しく損傷した」ことにはならない。

7. 険悪な気象状況によるプレーの中断(規則 5.7)

次の信号がプレーの中断と再開に使われる:

- 即時中断 - 1回の長いサイレンまたはエアホーン(10～15秒)およびカートに搭載の無線機
- 中断 - 3回の連続する短いサイレンまたはエアホーンおよびカートに搭載の無線機
- プレーの再開 - 2回の連続する短いサイレンまたはエアホーンおよびカートに搭載の無線機

注意:危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

8. 練習(規則 5)

- (a) ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間の練習(規則5.2)
- 規則5.2bは次の通り修正される:プレーヤーは、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習してはならない。ただし指定練習区域を除く。
- (b) ホールとホール間の練習(規則5.5b)
- 規則5.5bは次の通り修正される:
2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
- ・終了したばかりのパットンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
 - ・終了したばかりのパットンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパットンググリーン面をテストする。

9. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

10. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

11. スコアカードの提出(規則3.3b)

- (a) プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

12. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

13. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

14. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議(再開、予備日など)するものとする。

15. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

注意事項(共通項目)

1. ローカルルールに追加変更のある場合は、掲示板・スタートホールのティーイングエリア付近に告示する。
2. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. プレーヤーまたはその関係者(保護者等を含む)にエチケット違反、または非行があった場合には「(一社)岐阜県ゴルフ連盟主催・主管・共催競技 行動規範」により制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1.2aに基づいて失格とする場合がある。
4. 練習は指定練習場で行い、打撃練習場では備え付けの球を使用すること。
球数および使用クラブの制限については、別途案内する。
5. ティーマークの色は、別途案内する。
6. 9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
7. (一社)岐阜県ゴルフ連盟並びに会場クラブの服装規定を順守すること。服装規定に違反がある場合、競技委員会は競技者の参加資格を取り消すことができる。
8. 緊急時以外、コース内での携帯電話の使用は禁止する。
例外:ゴルフ規則の確認のための使用
9. ギャラリーの観戦については、別途案内する。
10. バックは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないようにすること。サブバッグの使用は禁止する。
11. 指定練習日は「競技規定」に定める。
12. プレーヤーの競技中の飲酒を禁止する。プレー開始前およびプレー中、茶店等での販売は行わない。
13. プレーヤーの競技中の喫煙は会場クラブによって決められた範囲とし、マナーを守り他のプレーヤーに配慮すること。

ゴルフ規則アプリ



【iOS版】



【android版】